
厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画 (立地適正化計画) 届出制度の手引き



目次

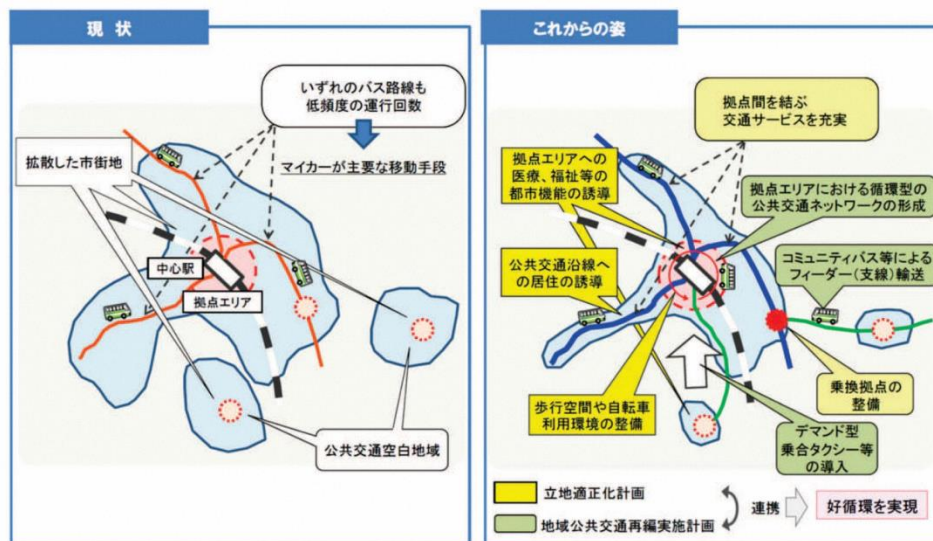
1. 届出制度について.....	1
2. 都市機能誘導区域及び居住誘導区域.....	3
3. 誘導施設に関する届出制度.....	5
4. 住宅に関する届出制度.....	6
5. 届出方法.....	7
6. 各様式の記入例.....	8
7. 届出に係るQ & A.....	15

1. 届出制度について

(1) コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画の概要

全国的な人口減少・少子高齢化の下、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において、持続可能な都市経営を可能とすることが、まちづくりの大きな課題となっています。こうした中、医療・福祉施設、商業施設等や住居がまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が公共交通によりこれら施設にアクセスできるなど、福祉や交通などを含めて都市全体の構造を見直す『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重視されるようになっていきます。

■国土交通省におけるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方



出典：国土交通省資料

本市も、今後の人口減少・高齢化社会を見据え、「誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる“人にやさしい都市”を目指します」という目標の下、厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画を策定しました。

同計画は、国の法定計画である立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体化したものです。立地適正化計画は、都市再生特別措置法を根拠法として、人々の生活に欠かせない医療、福祉、商業等のサービスを提供する機能（都市機能）を集約する都市機能誘導区域、人口減少下でも人口密度を維持することを目指す居住誘導区域等を設定し、それら区域を公共交通網で結ぶことで、交通便利性・生活利便性の高いコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造を形成しようとする計画です。

(2) 届出制度の目的

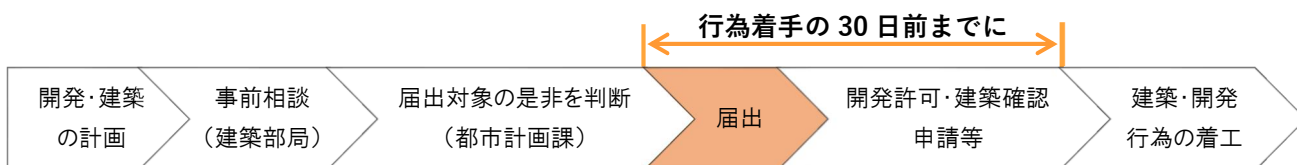
制度の目的は、居住誘導区域外における住宅開発、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地及び都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動向を把握するためのもので、都市再生特別措置法に基づき、区域外における一定規模以上の開発行為、建築等行為については届出を義務付けています。本手引きは、届出が必要な行為や手続の流れ、提出書類等をまとめたものです。

(3) 制度概要

目的	住宅や誘導施設の立地動向を事前に把握するもの	
届出の対象区域	市全域	
運用開始日	コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画の公表日（令和3年4月1日）	
届出の対象行為	居住誘導区域に関する届出制度	○住宅の開発行為・建築等行為
	都市機能誘導区域に関する届出制度	○誘導施設の開発行為・建築等行為 ○誘導施設の休止又は廃止
届出日	行為着手の30日前まで	
届出場所	厚木市都市みらい部都市計画課	
届出の様式	窓口に設置するほか、厚木市ホームページからもダウンロードできます。 ※「6. 各様式の記入例」(P8~14)に従って必要事項をご記入の上、提出してください。	

(4) 届出の流れ

届出の流れは、以下のとおりです。対象行為の届出については、いち早く情報を把握するため、開発許可・建築確認申請等の前に余裕を持って届出してください。



(5) 届出に対する市の対応

本市は、届出者に対し、コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画の趣旨の説明や、立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。

また、当該届出に係る行為が、計画に基づく立地の誘導を図る上で支障があると認める場合は、市は、都市再生特別措置法（第88条第3項、第108条第3項）に基づき、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

(6) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法（第35条）の重要事項説明の対象となります。

(7) 注意事項

届出をせずに開発行為及び建築等行為を行った場合、又は虚偽の届出をした場合は、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処されることがあります。

なお、誘導施設の休止・廃止に係る届出は、罰則はありません。

2. 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

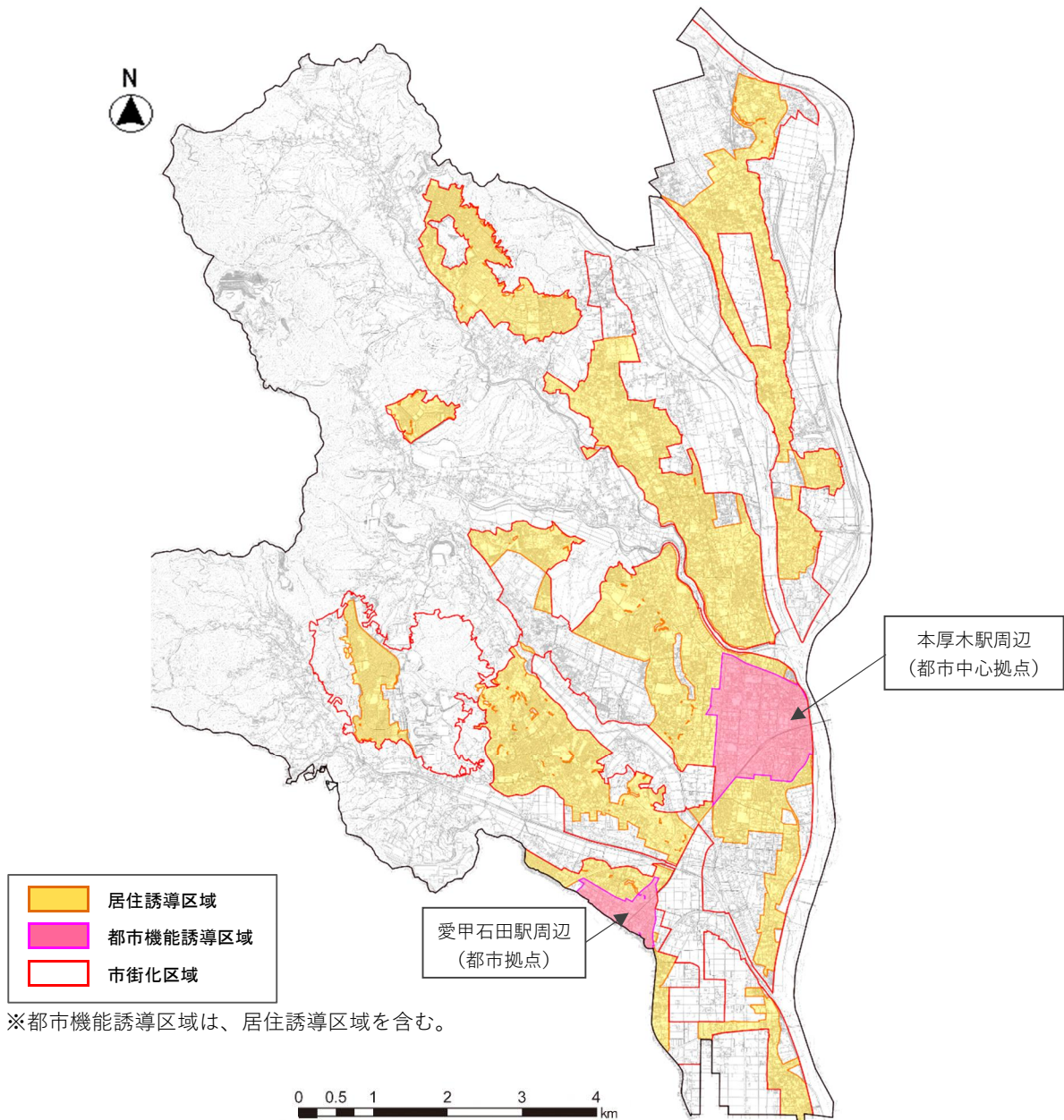
(1) コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画で定める区域

本計画では、次のとおり都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めています。

区域	概要
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域 ※都市機能誘導区域には、誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）を定めます。
居住誘導区域	人口が減少しても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活のサービスや公共交通、また地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

(2) 都市機能誘導区域と居住誘導区域

都市機能誘導区域及び居住誘導区域は下図のとおりです。詳細な区域等については、都市計画課の窓口又は「厚木タウンマップ（地図情報システム）」で必ずご確認ください。



■各区域において維持・誘導する施設

誘導区域	分類	誘導施設の設定	維持	誘導	
本厚木駅周辺 (都市中心拠点)	行政機能	市庁舎	●	—	
	介護福祉機能	保健福祉センター	●	—	
	医療機能	地域医療支援病院	●	—	
	商業機能	大規模小売店舗 (3,000 m ² 以上) ※ 1	●	●	
	子育て機能	子育て支援センター	●	—	
	教育・文化機能	図書館		●	—
		科学館		●	—
		市民交流施設		●	—
		市民ホール		—	●
		大学・短期大学・専門学校・専修学校 (サテライトキャンパスを含む。)		●	●
愛甲石田駅周辺 (都市拠点)	商業機能	大規模小売店舗 (1,000 m ² 以上) ※ 2	—	●	
	教育・文化機能	大学・短期大学・専門学校・専修学校 (サテライトキャンパスを含む。)	—	●	

※ 1 本厚木駅周辺は、多様な商業集積を図るため大規模小売店舗の維持を図りながら、その周辺に小規模な小売店・飲食店の立地を促すよう努めます。

※ 2 愛甲石田駅周辺は、駅利用者が増加することを踏まえ、駅利用者や周辺住民の利便性を向上するための商業機能等を誘導します。

■誘導施設の定義

誘導施設	誘導施設の定義
市庁舎	地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設
保健福祉センター	厚木市立保健福祉センター条例第 2 条に規定する施設
地域医療支援病院	医療法第 4 条に規定する地域医療支援病院
大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項で規定する商業施設 ※飲食料品を取り扱う店舗に限る
子育て支援センター	厚木市子育て支援センター事業実施要綱第 2 条に規定する施設
図書館	厚木市立図書館条例第 2 条に規定する施設
科学館	厚木市立子ども科学館条例第 2 条に規定する施設
市民交流施設	厚木市立あつぎ市民交流プラザ条例第 2 条に規定する施設
市民ホール	市民福祉の増進及び芸術文化の向上を図るため、市が設置する施設
大学・短期大学・専門学校・ 専修学校	学校教育法第 1 条に規定する大学、高等専門学校 学校教育法第 108 条に規定する短期大学 学校教育法第 124 条に規定する専修学校

3. 誘導施設に関する届出制度

(1) 目的

届出は、都市機能誘導区域内外の誘導施設の立地動向を把握することを目的としています。

(2) 届出の対象となる行為

次の開発行為・建築等行為又は誘導施設の休止・廃止を行う場合、原則として市（都市計画課）への届出が義務付けられています。

■ 開発行為・建築等行為にて届出が必要となる誘導施設と区域

誘導施設	区域	都市機能誘導区域外	都市機能誘導区域内	
			本厚木駅周辺	愛甲石田駅周辺
大規模小売店舗	1,000㎡以上、3,000㎡未満	必要	必要	—
	3,000㎡以上		—	—
大学・短期大学・専門学校・専修学校 (サテライトキャンパスを含む)		必要	—	—
地域医療支援病院		必要	—	必要
市役所、保健福祉センター、子育て支援センター、 図書館、科学館、市民交流施設、市民ホール		必要	—	必要

※開発行為とは、誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合をいいます。

※建築等行為とは、以下の行為をいいます。

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

■ 休止・廃止にて届出が必要となる誘導施設と区域

誘導施設	区域	都市機能誘導区域内	
		本厚木駅周辺	愛甲石田駅周辺
大規模小売店舗	1,000㎡以上、3,000㎡未満	—	必要
	3,000㎡以上	必要	
大学・短期大学・専門学校・専修学校 (サテライトキャンパスを含む)		必要	必要
地域医療支援病院		必要	—
市役所、保健福祉センター、子育て支援センター、 図書館、科学館、市民交流施設、市民ホール		必要	—

※休止とは、施設の再開の意志がある場合をいいます。

※廃止とは、施設の再開の意志がない場合をいいます。

■ 届出を必要としない軽易な行為

対象行為	概要
誘導施設の開発行為・建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 軽易な行為その他の行為で以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のもの建築の用に供する目的で行う開発行為 ・ 上記の誘導施設を有する建築物で仮設のもの新築 ・ 改築又は用途変更により誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為 ◆ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ◆ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

4. 住宅に関する届出制度

(1) 目的

届出は、居住誘導区域外における住宅の開発行為・建築等行為の実態を把握することを目的としています。


(2) 届出の対象となる行為

居住誘導区域外で、住宅を対象に次の条件に該当する開発行為・建築等行為を行おうとする場合には、原則として市（都市計画課）への届出が義務付けられています。

■居住誘導区域外における住宅の開発行為・建築等行為

◆開発行為

- ① **3戸以上**の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が **1,000㎡以上**のもの

①の例示 3戸の開発行為	届	
②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為	届	
800㎡ 2戸の開発行為	不要	

◆建築等行為

- ① **3戸以上**の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して **3戸以上**の住宅等とする場合

①の例示 3戸の建築行為	届	
1戸の建築行為	不要	

※「住宅」とは、戸建て住宅、共同住宅、長屋等の居住の用に供する建築物です。ただし、寄宿舎や老人ホームは含みません。

※既に届出を行った開発行為、建築等行為を変更する場合も届出が必要です。

※開発行為と建築等行為が一体の場合は、開発行為と建築等行為それぞれに届出が必要です。

■届出を必要としない軽易な行為

対象行為	概要
住宅等の開発行為・建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ◆軽易な行為その他の行為で以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為 ・上記の住宅等の新築 ・改築又は用途変更により上記の住宅等とする行為 ◆非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ◆都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

5. 届出方法

(1) 届出の時期

届出は、**開発行為・建築等行為の着手、休廃止する 30 日前まで**に必要となります。また、届出内容を変更する場合も、**変更に係る行為に着手する日の 30 日前まで**に届出が必要です。

(2) 届出書類の作成

以下の区分により、指定された届出書に添付図書を添えて行います。

■誘導施設に関する届出

開発行為の場合	届出書	様式 18
	添付図書	① 案内図 ② 現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面） ③ 設計図（土地利用計画図など）：縮尺 1/100 以上 ④ その他参考となる事項を記載した図書 ⑤ 委任状
建築等行為の場合	届出書	様式 19
	添付図書	① 案内図 ② 敷地内における建築物の位置を表示する図面 ③ 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 ④ その他参考となる事項を記載した図書 ⑤ 委任状
上記の届出内容を変更する場合	届出書	様式 20
	添付図書	変更する行為（開発行為又は建築等行為）の場合と同様
休廃止の場合	届出書	様式 21
	添付図書	① 案内図 ② 委任状

■住宅に関する届出

開発行為の場合	届出書	様式 10
	添付図書	① 案内図 ② 現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面） ③ 設計図（土地利用計画図など） ④ その他参考となる事項を記載した図書
建築等行為の場合	届出書	様式 11
	添付図書	① 案内図 ② 敷地内における建築物の位置を表示する図面 ③ 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 ④ その他参考となる事項を記載した図書 ⑤ 委任状
上記の届出内容を変更する場合	届出書	様式 12
	添付図書	変更する行為（開発行為又は建築等行為）の場合と同様

6. 各様式の記入例

様式 18 誘導施設に係る開発行為の届出に関する様式

様式第18（第52条第1項第1号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和●年●月●日
(宛先) 厚木市長

届出は行為着手の30日前まで

届出者 住所 厚木市●●町●丁目●-●
氏名 ●● ●●
(担当者氏名・電話 ●● ●●
●●●●-●●-●●●●)

押印は不要

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	厚木市▲▲町▲番
	2 開発区域の面積	5,000 m ² 本手引きP4の誘導施設のうちいずれか該当する名称を記入
	3 建築物の用途	大規模小売店舗 (3,000 m ² 以上)
	4 工事の着手予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
	6 その他必要な事項	施設名称： スーパーマーケット●●店 店舗面積： 3,500 m ² ・施設名称を記入 ・大規模小売店舗の場合は大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積を記入

(添付図書)

- ① 案内図
- ② 現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）
- ③ 設計図（土地利用計画図など）
- ④ その他参考となる事項を記載した図書
- ⑤ 委任状

様式 19 誘導施設の建築等行為の届出に関する様式

様式第19（第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

該当するものを
囲んでください

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和●年●月●日
(宛先) 厚木市長

届出は行為着手
の30日前まで

届出者 住所 厚木市●●町●丁目●-●
 氏名 ●● ●●
 (担当者氏名・電話 ●● ●●
 ●●●●-●●-●●●●)

押印は不要

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番： 厚木市▲▲町▲番 地目： 宅地 面積： 5,000 m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	大規模小売店舗 (3,000 m ² 以上)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	本手引きP4の誘導施設のうちのいずれか該当する名称を記入
4 その他必要な事項	施設名称： スーパーマーケット●●店 店舗面積： 3,500 m ² 着手予定日年月日： 令和●年 ●月 ●日 完了予定日年月日： 令和●年 ●月 ●日

(添付図書)

- ① 案内図
- ② 敷地内における建築物の位置を表示する図面
- ③ 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図
- ④ その他参考となる事項を記載した図書
- ⑤ 委任状

- ・施設名称を記入
 ・着手・完了予定日等を記入
 ・大規模小売店舗の場合は大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積を記入

様式 20**誘導施設に係る開発行為・建築等行為の届出内容の変更届出に関する様式**

様式第20（第55条第1項関係）

行為の変更届出書

(宛先) 厚木市長

届出は変更内容の
行為着手の30日前まで

令和●年●月●日

届出者 住所 厚木市●●町●丁目●-●

氏名 ●● ●●

(担当者氏名・電話 ●● ●●

●●●●-●●-●●●●)

押印は不要

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

令和●年●月●日

2 変更の内容

表形式で変更内容を
分かりやすく記載

施設名称	機能	変更内容	変更前	変更後
●●スーパー	大規模小売店舗	店舗面積	3,500㎡	4,000㎡

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和●年●月●日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和●年●月●日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照させて記載してください。

(添付図書)

変更する行為（開発行為又は建築等行為）の場合と同様

様式 21 誘導施設の休廃止の届出に関する様式

様式第21（第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

(宛先) 厚木市長

届出は休廃止の
30日前まで 令和●年●月●日

届出者 住所 厚木市●●町●丁目●-●
氏名 ●● ●●
(担当者氏名・電話 ●● ●●
●●●●-●●-●●●●)

押印は不要

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、
下記により届け出ます。

記

該当するものを
囲む

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称: ●●スーパー

用途: 大規模小売店舗(3,000㎡以上)

所在地: 厚木市▲▲町▲番地

・本手引きP4の誘導施設のうち
いずれか**該当する名称**を記入
・大規模小売店舗の場合は**大規模小
売店舗立地法に基づく店舗面積**を
記入

2 休止(廃止)しようとする年月日

令和●年●月●日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止(廃止)に伴う措置

いずれか該当する措置につい
て具体的に記入

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当
該建築物の用途

自社の倉庫

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の
存置に関する事項

(存置する場合) 使用について決まるまで、適切に管理する。

(除却する場合) 除却予定時期: ○年○月○日

跡地については、売却予定

下記の注2を踏まえ、存置する場
合と除去する場合とで書き分ける

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項につ
いて、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入
してください。

(添付図書)

案内図、委任状

様式 11 住宅の建築等行為の届出に関する様式

様式第11（第35条第1項第2号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p> <input type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </p> <p> <input type="checkbox"/> 令和●年●月●日 (宛先) 厚木市長 </p> <p>届出者 住所 厚木市●●町●丁目●-●</p> <p>氏名 ●● ●●</p> <p>(担当者氏名・電話 ●● ●●</p> <p>●●●●-●●-●●●●)</p>		<p>該当するものを囲む</p> <p>届出は行為着工の30日前まで</p> <p>押印は不要</p>
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>所在・地番： 厚木市▲▲町▲番</p> <p>地目： 宅地</p> <p>面積： 3,000 m²</p>	<p>戸数も記入</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	<p>共同住宅 (●●戸)</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>		
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>着手予定日年月日： 令和●年 ●月 ●日</p> <p>完了予定日年月日： 令和●年 ●月 ●日</p> <p>ハザード情報</p> <p> <input type="checkbox"/> 洪水浸水想定区域 <input type="checkbox"/> 家屋倒壊等氾濫想定区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域 </p>	<p>区域に含まれるハザード情報を選択</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

(添付図書)

- ① 案内図
- ② 敷地内における建築物の位置を表示する図面
- ③ 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図
- ④ その他参考となる事項を記載した図書
- ⑤ 委任状

様式 12 住宅に係る開発行為・建築等行為の届出内容の変更届出に関する様式

様式第12（第38条第1項関係）

行為の変更届出書

(宛先) 厚木市長

届出は変更内容の
行為着手の **30 日前まで**

令和●年●月●日

届出者 住所 厚木市●●町●丁目●-●
氏名 ●● ●●
(担当者氏名・電話 ●● ●●
●●●●-●●-●●●●)

押印は**不要**

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和●年●月●日

2 変更の内容

表形式で変更内容を
分かりやすく記載

変更内容	変更前	変更後
住宅用地区画数	20区画	18区画

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和●年●月●日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和●年●月●日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照させて記載してください。

(添付図書)

変更する行為（開発行為又は建築等行為）の場合と同様

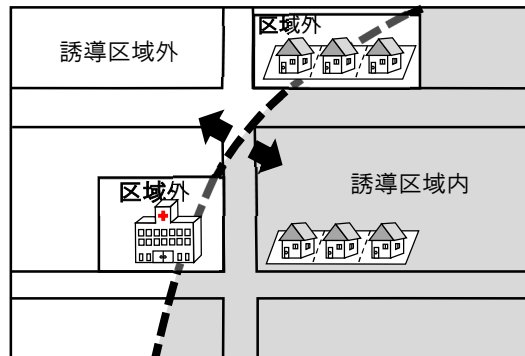
7. 届出に係るQ & A

■届出の対象区域に関すること

Q 1 敷地が誘導区域内外にまたがる場合、届出は必要？

A 1 敷地が誘導区域内外にまたがる場合には、届出が必要となる区域として取り扱います。

【都市機能誘導区域外の誘導施設の新築等】 【居住誘導区域外の住宅開発等】



■届出の対象行為に関すること

Q 2 開発行為時に届出を行った場合でも、建築等行為時に届出は必要？

A 2 開発行為、建築等行為のそれぞれについての届出が必要です。

Q 3 建物の一部に誘導施設を含む場合は、届出は必要？

A 3 一部でも誘導施設を有する場合は、届出が必要です。

Q 4 複数の誘導施設を有する1つの建築物を建築する場合、届出は誘導施設毎に必要？

A 4 誘導施設が1つの建築物に集約されている場合、届出は1つで結構です。ただし、建築物の用途の欄に届出対象となる全ての誘導施設名の記載をお願いします。

Q 5 戸建て住宅の新築が届出対象となるのは、どのような場合？

A 5 同じ建築主が、同一時期に、隣接しあう土地に3戸以上の住宅（建売住宅等）を建築する場合に、届出が必要となります。

※詳しくは事前に都市計画課までお問合せください。

Q 6 届出の対象となる「住宅」はどのようなもの？

A 6 一戸建ての住宅や長屋、共同住宅、店舗兼用住宅など居住機能を備えた建築物です。詳しくは建築基準法における住宅の取扱いを参考にしてください。

Q 7 サービス付き高齢者住宅や社宅等についても、届出は必要？

A 7 実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱います。

※詳しくは事前に都市計画課までお問合せください。

Q 8 3戸以上の「共同住宅」を複数棟、一度に建築する場合は、それぞれ届出が必要？

A 8 複数の住宅を一度に建築する場合は、届出は1つとし、届出書や添付図面にその内容（A棟、B棟…）が分かるように記載してください。ただし、開発行為と建築等行為の両方が行われる場合は、それぞれについて届出が必要です。

Q 9 開発予定地で3戸以上の住宅を異なる着工日で建築する場合は、届出が必要？

A 9 各戸の着工が同時でなくても届出の対象となります。

Q 10 届出書の地目、面積は何に基づき記載すればよい？

A 10 地目は土地登記簿、面積は原則として実測に基づき記載してください。

Q 11 都市機能誘導区域内の別の場所へ移転する場合も、休廃止の届出が必要？

A 11 施設の立地動向を把握するため、必要です。

Q 12 休止の届出が必要になる休止期間はどれくらい？

建替え・改装等で休止の場合も届出は必要？

A 12 6か月以上休止する場合には届出が必要です。建替え・改装等で休止の場合も同様です。

Q 13 代理者が届出の手続を行うことはできる？

A 13 委任を受けた代理の方が手続を行うことは可能です。その場合、委任状の添付が必要です。

問合せ先 厚木市都市みらい部都市計画課

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号（第二庁舎12階）

電話 (046) 225-2400（直通） Email : 4600@city.atsugi.kanagawa.jp

ホームページ URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>